

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○救急病院の認定 (医療薬務課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (漁業経営課)	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件) (男女共同参画・NPO課)	2
○公印の新調 (県政情報課)	3
○平成19年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者 (畜産振興課)	3

告示

高知県告示第557号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成19年9月7日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所 在 地	認定年月日	期限
もみのき病院	高知市塚ノ原6番地	平19・8・1	平22・7・31

高知県告示第558号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成19年9月7日

高知県知事 橋本 大二郎

区域及び区分

- 奈半利町漁業協同組合の地区
- 大型定置漁業
- 土佐清水市漁業協同組合の地区的うち旧以布利漁業協同組合の地区

定置漁業

3 瀬津漁業協同組合の地区

定置漁業

高知県告示第559号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成19年9月7日

高知県知事 橋本 大二郎

1 作業種類

基本測量(高密度メッシュ標高データ作成作業)

2 作業期間

平成19年9月3日から平成21年3月31日まで

3 作業地域

高知県全域

高知県告示第560号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年9月7日

高知県知事 橋本 大二郎

1 土佐市谷地西

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐市谷地字中ノ坊	71-1
2	“ “ 字大坊	83-1
3	“ “ 字下ノ坊	1211-1
4	“ “ 字中村名	1220-1
5	“ “ 字北名	142
6	“ “ 字中村名	136-2

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を県道土佐川に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

2 土佐市森間古(追加)

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
10	土佐市用石字甫喜ノ元	1139-イ-2
11	“ “ 字甫喜山	2211-1
12	“ “ 字ハサコ山	2206-3

(2) 区域

平成11年12月高知県告示第756号で指定した土佐市森間古急傾斜地崩壊危険区域内(以下「756号区域」という。)に存する標柱1と10を県道新居中島に沿って結んだ線、標柱10から12までを順次に直線で結んだ線、標柱12と756号区域に存する標柱2を直線で結んだ線及び756号区域に存する標柱2と756号区域に存する標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、平成11年7月建設省告示第1453号で指定した間古谷川砂防指定地を除く。

3 高岡郡日高村繁谷

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡日高村岩目地字神母ノ前	468-1
2	“ “ “ 字重成山	1821-2
3	“ “ “ ”	1829-4
4	“ “ “ 字南ヤシキ	531-5
5	“ “ “ ”	531-6
6	“ “ “ ”	522-1
7	“ “ “ 字神母ノ前	484-2

(2) 区域

標柱1から4までを順次に直線で結んだ線、標柱4と5を村道繁谷線に沿って結んだ線、標柱5から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年8月27日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年8月27日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請の あつた 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成19 年8月 27日	特定非 営利活 動法人 高知県 地層処 分連絡 協議会	梅原 務	高知市 介良乙 3056番 地	この法人は、高知県における高レベル放射性廃棄物ガラス固体化の地下に埋める処分(以下地層処分という)適地の調査と、その安全性に関する研究会の開催・視察、十分な安全性を確認の上、地層処分施設の誘致に関する支援事業等を行い、関係市町村及び近隣市町村が地層処分施設の設置等に伴う国からの交付金により財政が豊かになり、市町村民一人一人の所得と福祉の向上、地域経済の活性化、ひいては高知県全体に対する波及的効果をめざし、以て公益の増進に寄与することを目的とする。

規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年8月27日から2月間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年8月27日(掲示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請の あつた 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成19 年8月 27日	特定非 営利活 動法人 発動機 遺産保 存研究 会	池森 寛	高知市 鳥越 102番 地	この法人は、我が国の産業の動力源として大きな役割を果たしてきた歴史的発動機を発掘、収集し、修復して動態保存するとともに、地域イベントへの参加や青少年への体験学習などを行うことにより、歴史的発動機を産業遺産として後世に残し、全国の愛好者や研究者等が地域住民、青少年に対して、日本の素晴らしいモノづくり文化を継承することとする。

高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）第7条の規定により、新調した公印を次のとおり公告する。

平成19年9月7日

高知県知事 橋本 大二郎

公印の種類	印 影	用 途	使用開始年月日
知事印		臨時的任用職員辞令書	平成19年10月1日

~~~~~  
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成19年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を平成19年8月24日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

平成19年9月7日

高知県知事 橋本 大二郎

受講者番号

1 2 3 4 5 6 7 8